

四日市市告示第32号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

平成30年2月7日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

京町地内における土壤汚染について

2 発表内容

平成30年2月6日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、京町114番1及び114番2の土地について、土地所有者から土壤汚染の発見に係る届出書が提出されました。

届出によると、平成29年10月14日から平成30年1月16日にかけて、自主的に所有地（687.01㎡）について、土壤調査を実施したところ、全9区画中、土壤溶出量基準を1区画で、土壤含有量基準を2区画で超過しました。（地点は別紙参照）

なお、土壤溶出量基準を超過した区画に設置した観測井戸で地下水を調査したところ、基準を超過する有害物質は検出されなかったことから、周辺環境への影響はないと考えられます。基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

土壤調査結果（溶出量）

物質名	最大濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	0.032mg/L (3.2倍)	0.01mg/L	表層～0.5m

土壤調査結果（含有量）

物質名	最大濃度 (土壤含有量基準の倍数)	土壤含有量基準	汚染深度
鉛及びその化合物	1,300mg/kg (8.67倍)	150mg/kg	表層～0.5m

3 対応方針

- (1) 2月8日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 汚染範囲の土壤については、土地所有者による掘削除去工事が行われる予定ですが、事前に工事計画書を提出させ、工事が適切に行われるよう指導します。

(環境部環境保全課)

### 位置図



ZENRIN地図データ参照

### 調査区画

一区画内の地点番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

